

高千穂高等学校ICTまちづくりLABO利用規約

1 趣旨・目的

高千穂高等学校ICTまちづくりLABO(以下「LABO」という。)は、ICTを活用したまちづくりの拠点と位置づけ、世界農業遺産(GIAHS)に認定された高千穂郷・椎葉山地域の豊かな地域資源を活用し、地元で学び・働き続けられる環境を確保するとともに、未来を担う「西臼杵人」育成を目的としている。利用者はその目的に沿って利用することとし、利用において必要な事項を定める。

2 利用の申請(予約)

LABOを利用しようとする者は、下記に指定された手続きを行い、管理者に申請する。なお、利用方法を考慮の上、可能であれば複数の団体又は個人を同時に利用させることもある。

(1) 高千穂高校教職員

T-LABOの予約管理カレンダーに必要な事項を入力し、管理者に申請する。

(2) 高千穂高校生徒

使用する1週間前までに生徒ポータルサイトに掲載されている、専用フォームに必要な事項を入力し、管理者に申請する。

(3) 一般利用者

高千穂高校公式Webサイトに掲載されている、専用フォームに必要な事項を入力し、管理者に申請する。なお、学校行事と重なった場合は、日程の変更を要請することがある。

3 利用料

利用料は、無料とする。

4 権利譲渡の禁止

利用者は、利用の権利を他に譲渡し、または転貸してはならない。

5 利用者の遵守事項

(1) 秩序又は風俗を乱し、または乱す恐れがある行為をしてはならない。

(2) 政治的、宗教的活動をしてはならない。

(3) 他人への危害や迷惑となる物品又は動物の類等を携行してはならない。

(4) 他人への危害や迷惑となる行為をしてはならない。

(5) 施設、設備等を損傷し又は汚損する恐れのある行為をしてはならない。

(6) LABOに備え付けられている設備、機器等を持ち帰り、又は紛失してはならない。

(7) 校内及び学校の敷地内において、喫煙、火気を使用してはならない。

(8) 飲食は昼食のみ可能とする。ただし、イベント等の都合で必要な場合は管理者の許可を得た上で飲食を認める場合がある。

(9) 校内及び学校の敷地内において、物品の販売(インターネットによる物品の販売その他各種営業活動を含む。)又は金品の寄付募集等の行為若しくはポスター、ビラ等の掲示をしてはならない。

なお、この利用規約の趣旨に沿ったポスター又はビラについては、管理者の許可を得た上で、指定された場所に掲示することができる。

(10) 使用后又は使用を取り消された時若しくは使用を禁止された時は、直ちに施設、設備の現状回復を行うこと。その際には、管理人の指示に従うこと。

7 損害賠償

利用者は、その利用に当たって施設設備等を焼失し、紛失し、汚損し、又は破損した時は、その損害を賠償しなければならない。

付則

この規約は、令和3年7月6日より施行する。

改訂

令和6年4月1日改訂。